

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として新たに追加される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	規制改革の概要	所管省庁
1001	市民農園で栽培された農作物の直売所等での販売	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年6月28日法律第58号)第2条第2項第2号 市民農園の整備の推進に関する留意事項について(平成16年3月26日付け15農振第2643号 農村振興局長通知)記の第1の2	平成17年度中に結論	営利を目的としない農作物の栽培において、自家消費量を超える余剰農作物を直売所等で販売することについて、現場の意見等を踏まえ検討しており、今年度中に考え方を示す。	全国で実施	市民農園において趣味的な目的で農作物の栽培を行い、自家消費量を超えるものを直売所等で販売しても、市民農園制度の趣旨には齟齬を来すものではない旨の通知を发出。(平成18年3月28日付け17農振第2038号農村振興局長通知)	農林水産省
1101	バイオディーゼル燃料を軽油に混合した場合における軽油規格のルール化	揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年11月25日法律第88号)第17条の7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和52年5月17日通商産業省令第24号)第22条、第23条	平成18年度中に結論	バイオディーゼル燃料混合軽油について、既販のディーゼル車において車両改造等の対策をせずに一般的に使用する場合における、安全面及び環境面の観点から問題が生じない燃料性状の条件を、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会規格検討ワーキンググループにおいて検討し、揮発油等の品質の確保等に関する法律に規定する軽油規格に反映する。	全国で実施	バイオディーゼル燃料混合軽油について、既販のディーゼル車において車両改造等の対策をせずに一般的に使用する場合における、安全面及び環境面の観点から問題が生じない燃料性状の条件を、総合資源エネルギー調査会石油分科会燃料政策小委員会において、本年6月にとりまとめられたところである。 これを踏まえ、平成18年度中に揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則に規定する軽油規格に反映する。	経済産業省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
501	不動産登記等証明書の交付事務の拡大	不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第6条第1項、第11条、第119条第1項 不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)第197条第1項 商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条、第30条第3項	平成18年度中に結論	証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて、その取扱いを実施する具体的な基準(登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。)について、平成18年度中に検討し結論を得る。なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。	検討中	昨年6月、登記所適正配置の実施により、松山地方法務局新居浜出張所を同地方法務局西条支局に統合すると併せて、登記所の庁舎外に登記情報システムの端末を設置して登記事項証明書を発行する事務について、愛媛県新居浜市において試行を開始した。併せて、本年2月からは東京都武蔵野市、同3月からは静岡県伊東市及び長崎県大村市において同様に試行を実施し、より詳細な利用状況の把握に努めているところである。現在、これまでの試行結果の分析を行うなど、平成18年度中に結論を得るべく、基準について検討を重ねているところである。 なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについても、証明書発行請求機による登記事項証明書の交付事務の取扱いの一方策として併せて検討を重ねているところである。	法務省
502	法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条	平成18年度中に結論	証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて、その取扱いを実施する具体的な基準(登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。)について、平成18年度中に検討し結論を得る。なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては、上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。	検討中	昨年6月、登記所適正配置の実施により、松山地方法務局新居浜出張所を同地方法務局西条支局に統合すると併せて、登記所の庁舎外に登記情報システムの端末を設置して登記事項証明書を発行する事務について、愛媛県新居浜市において試行を開始した。併せて、本年2月からは東京都武蔵野市、同3月からは静岡県伊東市及び長崎県大村市において同様に試行を実施し、より詳細な利用状況の把握に努めているところである。現在、これまでの試行結果の分析を行うなど、平成18年度中に結論を得るべく、基準について検討を重ねているところである。 なお、自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについても、証明書発行請求機による登記事項証明書の交付事務の取扱いの一方策として併せて検討を重ねているところである。	法務省
503	高度人材に係る在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年10月28日法務省令第54号)別表第2	平成18年度中に結論	専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進3か年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について検討し、平成18年度中に結論を得る。	検討中	入国後の外国人の在留状況を的確に把握する仕組みについて、内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」や「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」等において検討を行っているところであり、その結論及び改正入管法の下で在留期間の上限を5年間とする研究者、IT技術者の入国・在留状況を踏まえ、高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長について平成18年度中に結論を得るべく、検討を行っていく。	法務省
901	ボイラー・圧容器の連続運転認定取得事業者が行う開放検査における、登録性能検査機関による第三者検査に替わる自主検査の認定制度・基準の設定	労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年9月30日労働省令第33号)第38条第1項、第73条第1項 平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」	平成18年度中に結論	規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申(平成17年12月21日決定、同月22日最大限尊重閣議決定)に基づき、平成18年度中に、自主検査の認定制度・基準を設定することについて検討し、結論を出す。 認定制度・基準が整備された場合には、引き続き措置することとする。	検討中	「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)に基づき、現在、一定の安全管理基準を満たす事業場において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に、その導入の可否を含めて検討しており、平成18年度中に結論を出すこととしている。	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
902	コンビニート事業所における携帯コンピュータの防爆認定の緩和	労働安全衛生法(昭和47年6月8日法律第57号)第44条の2 労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)第280条、第281条 電気機械器具防爆構造規格(昭和44年労働省告示第16号)	平成18年度中に結論	危険場所の考え方、タイプn防爆構造を含めて各危険場所で使用できる機器等、防爆に関する規制のあり方について専門家による検討を行い、平成18年度中に結論を出す。その結論を踏まえて平成19年度以降に措置することとする。	検討中	最新のIEC規格を基に、現在、危険場所の考え方、タイプn防爆構造を含めて各危険場所で使用できる機器等、防爆に関する規制のあり方について専門家による検討を行っており、平成18年度中に結論を出し、平成19年度以降に措置することとしている。	厚生労働省
903	所在地変更による健康保険証の再作成の廃止	健康保険法施行規則(大正15年7月1日内務省令第36号)第48条	平成18年度中に結論	政府管掌健康保険は、平成20年度を目途として都道府県を単位とする財政運営を行う公法人化とすることとされており、その事務処理や被保険者証の取扱いについても検討を行い、平成18年度中に結論を得る。その結論を踏まえて平成20年度以降に措置することとする。	検討中	公法人化に伴う事務処理や被保険者証の取扱いについては、現在検討を行っており、平成18年度内を目途に結論を得て、その結論を踏まえて平成20年度以降に措置することとしている。	厚生労働省
904	児童自立支援施設の設置要件の緩和	児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第35条第2項 児童福祉法施行令(昭和23年3月31日政令第74号)第36条第1項、第2項、第5項	平成18年度中に結論	児童自立支援施設のあり方に関する研究会の報告等を踏まえ、運営を民間に委託することについては、提案の内容について十分に聴取し、一定の条件を設定することにより、適正な運営を確保することが可能かについての検討を行う。	検討中	現在、提案主体が提案内容の詳細について検討しているところであり、その検討結果を待って、平成18年度中に結論を出す予定である。	厚生労働省
1002 1301	特定肥飼料等への炭の追加	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年6月7日法律第116号)第2条第5項、第10条第1項～3項、第20条第1項等 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成13年4月25日政令第176号)第2条	平成18年度中に結論	食品リサイクル法では、おおむね5年ごとに基本方針を定めることとされているとともに、法施行後5年を経過した場合において、施行の状況に検討を加えることとなっているなど、制度に係る検討が必要となっていることから、その一環として、今後、食品リサイクル法における特定肥飼料等への炭の追加を含む再生利用に係る製品の追加について検討を行い、平成18年度中に結論を得る。	検討中	農林水産省は、平成17年10月に設置された食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会において、炭を含む新たな特定肥飼料等の追加について議論を行った。また、平成18年7月にとりまとめられた同小委の中間とりまとめにおいて、食品循環資源の流通・活用の円滑化を図る観点から、政令による新手法の追加や、特定の地域内や計画の範囲内で手法を個別認定する措置を検討すべきであるとされた。また、環境省は、平成17年9月から、生ごみ等の3R・処理に関する検討会を開催し、平成18年8月に報告書がとりまとめられ、リサイクルの方法の追加や特定の地域でのリサイクル方法の個別認定を検討することが記載された。さらに同月、上記報告書を踏まえつつ、食品リサイクル制度の見直しの検討を行うため、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に食品リサイクル専門委員会を設置した。今後については、食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会との合同審議を経て、年内を目途に最終とりまとめを行い、平成18年度中には結論を得ることとする。	農林水産省 環境省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1003 1203 1302	外国由来等の漂流・漂着ゴミ対策	-	当面のとりまとめを平成18年度中に実施	<p>外国由来のものを含む漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しており、この問題に対応するため、平成12年から環境省を中心に「漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会」を設置し、情報交換等の取組を行ってきた。</p> <p>しかしながら、外国との関係を含む発生源対策の難しさや関係する部局が多数に上り事情も異なるため、未だ有効な対策を講ずるに至っていないのが現状である。</p> <p>このため、以下のとおり、漂流・漂着ゴミに関するより実効的な対策を政府として検討する体制を確立する。</p> <p>1 関係省庁による局長級の対策会議を設置する</p> <p>2 対策会議の運営は、環境省が国土交通省、農林水産省の協力を得て行う。また、内閣官房は会議に参加し、必要な助言等を行う</p> <p>3 対策会議の主要な任務は以下のとおりとする</p> <p>(1)中長期的な課題として、国際的な対応も含めた発生源対策の検討</p> <p>(2)漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への対策(漂流・漂着ゴミの収集から処理に至るまでの総合的な観点から、関係省庁が連携したもの)を早期に実施できるよう検討し、当面のとりまとめを平成18年度末までに行う</p>	検討中	<p>本年4月4日に、局長級による「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議」の第1回会議を開催し、設置要領及び今後の作業スケジュールを了解するとともに、漂流・漂着ゴミに関する取組状況等の報告を行った。</p> <p>また、8月3日に、第2回会議を開催し、各省の取組状況についての情報交換、地方自治体の取組に関するアンケート調査結果等の報告を行った。</p> <p>今後、関係省庁会議を適宜開催し、当面のとりまとめを平成18年度末までに行う。</p>	農林水産省 国土交通省 環境省
1201	第3種旅行者による地域振興のための募集型企画旅行の可能化	旅行業法施行規則(昭和46年11月10日運輸省令第61号)第1条の2	平成18年度中に結論	<p>第3種旅行者による着地型のオプションツアーの企画・募集の実施については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、創意工夫に満ちた地域の企画旅行商品の流通促進を通じた地域振興を進める観点から、関係省よりなる検討会を設置し、催行地域の限定や代金の精算方法など旅行者保護のための条件設定及びその担保の方法について検討し、平成18年度中に結論を得る。</p>	検討中	<p>「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する検討委員会」の下に「制度問題分科会」を設けて議論を行った結果、全国的な制度として、旅行業法施行規則等を改正し、「第3種旅行者」と同一の営業保証金及び最低資本金により、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができる業務類型を設定する方向で調整を進めることが適当との意見がとりまとめられた。これを受け、現在、平成18年度中に規定の整備を行うことを目標として関係機関との調整を行っているところ。</p>	国土交通省
1202	静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの早期導入	自動車登録規則(昭和45年2月20日運輸省令第7号)第13条第1項第1号 新たな地域名表示ナンバープレートの導入について(要綱)	平成18年度中に結論	<p>静岡・山梨両県にまたがる「富士山」ナンバーの導入については、現在国土交通省が実施している規制改革の総点検の成果を踏まえ、複数の運輸支局、自動車検査登録事務所の管轄がまたがることから、各種行政事務にどのような支障が生じるか、両県、関係機関等を集めて検討を行い、富士山ナンバー導入の適否について、平成18年度中に結論を得る。</p>	検討中	<p>静岡・山梨両県との間で要望内容の再確認を行うなど意見交換を実施するとともに、地方運輸局及び関係省庁に対し、複数の運輸支局等の管轄に跨るナンバーを設定する際の具体的問題点の洗い出しを依頼し、その整理を行っているところであり、平成18年度中に結論を得るべく引き続き検討を進める。</p>	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要 (第8次提案に対する対応方針(平成18年2月15日)より)	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1303	事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分の検討	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年9月23日政令第300号)第2条第2号	平成18年度中に結論	平成18年度に、環境省において、廃木製パレットについては、事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行う。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直す。	検討中	平成18年度から、中央環境審議会に置かれた「廃棄物の区分等に関する専門委員会」において、廃木製パレットについては事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で検討を行っているところ。その他の事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分についても、同委員会にてその排出実態や排出事業者等の意見を踏まえ検討を行っているところ。いずれも、平成18年度中に結論を出す予定である。	環境省